

米子市掲示第60号

条件付一般競争入札の実施について

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び米子市契約規則(平成17年米子市規則第43号)第14条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年11月28日

米子市長 野坂康夫

1 業務の内容

(1) 業務名

米子市一般廃棄物収集運搬業務

(2) 業務概要

市が定める委託収集計画に従い、指定する収集区域内の土地又は建物の占有者によって集積場所に持ち出された可燃ごみ及び古紙類を指定した日時に収集し、指定された場所に運搬、搬入する。

(3) 委託期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで(5年間)

2 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部入札契約課

(2) 日時

平成20年11月28日(金)から同年12月22日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

3 入札説明書の交付

この公告に記載のない事項については、入札説明書によるものとし、次により希望者に交付するものとする。

(1) 交付場所

前項第1号に掲げる場所及び米子市ホームページ

(2) 交付期間

前項第2号に掲げる日時

4 入札参加申込みの期限及び場所

(1) 入札参加申込期限

平成20年12月22日(月)午後5時

(2) 入札参加申込場所

米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部入札契約課

5 入札参加資格

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条第1号から第3号までに規定する委託基準に適合すると認められ、次表1に掲げる要件をすべて満たした事業協同組合又は共同企業体であって、かつ、その構成員が次表2に掲げる要件を平成20年11月28日(以下「公告日」という。)現在においてすべて満たした場合でなければ、本件入札に参加できません。

表1 事業協同組合又は共同企業体としての要件

区分	事業協同組合の場合	共同企業体の場合
設立根拠	中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき設立されたものであること。	共同企業体協定を構成員間で締結することによって設立されたものであること。
必要とする構成員数	—	3者以上
主たる事務所の所在地	米子市内にあること。 (当該組合に適用)	米子市内にあること。 (構成員全員に適用)

構成要件	<p>公告日現在において、構成員全員が米子市における一般廃棄物収集運搬許可業者（塵芥収集運搬に限る。）であること、又は事業協同組合として米子市における一般廃棄物収集運搬業務受託業者であること。</p>	<p>公告日現在において、構成員全員が、米子市における一般廃棄物収集運搬許可業者（塵芥収集運搬に限る。）又は一般廃棄物収集運搬業務受託業者（事業協同組合を除く。）であること。</p>
納付金の滞納状況	<p>市税その他米子市への納付金並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。ただし、入札日までに完納すれば可とする。</p>	—
構成員の重複禁止	<p>構成員が、本件入札に参加する他の事業協同組合又は共同企業体の構成員になっていないこと。</p>	

表2 構成員となり得る者の要件

<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当していないこと。 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく罰則を受けた日から5年を経過しない者でないこと、及び同法に基づく事業停止処分を受けた日から1年を経過しない者でないこと。 3 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。 4 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札参加資格を有しない者でないこと。 5 市税その他米子市への納付金並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。ただし、入札日までに完納すれば可とする。
--

6 入札保証金

免除する。

7 入札の方法

郵送又は電送による入札は、認めない。

8 最低制限価格

予定価格（非公表）の10分の9に相当する額の最低制限価格を設定

9 入札執行の日時及び場所

(1) 入札執行の日時

平成20年12月26日（金）午前10時

(2) 入札執行の場所

米子市加茂町一丁目1番地
米子市役所本庁舎2階 202会議室

10 落札

(1) 最低制限価格を下回る価格で入札があった場合には、当該入札書を失格とし、予定価格を下回る価格で入札した者のうち最低価格を提示した者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格での入札者が2人以上ある場合は、くじにより決定する。

11 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

12 入札に当たっての留意事項

(1) 代理人により入札しようとするときは、必ず委任状を提出すること。

(2) 入札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認められたときは、入札の執行を中止することがある。

(3) 前2号に掲げるもののほか、米子市契約規則及び米子市会計規則(平成17年米子市規則第44号)並びに入札説明書に定めるところによる。

13 その他

問い合わせ先は、米子市総務部入札契約課(電話0859-23-5365)とする。